

恵那市監査公示第6号

令和5年財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定により、令和5年財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和6年2月16日

恵那市監査委員 水野 泰正

恵那市監査委員 伊藤 勝彦

1. 監査の対象

(1) 指定管理者からの寄附金について

- ・道の駅そばの郷らっせいみさと（所管課：観光交流課）
- ・道の駅おばあちゃん市・山岡等（所管課：観光交流課）
- ・くしはら温泉ささゆりの湯（所管課：観光交流課）
- ・道の駅上矢作ラ・フォーレ福寿の里等（所管課：観光交流課）
- ・市立恵那病院（所管課：地域医療課）

(2) 指定管理施設の直営について

- ・恵那駅西駐車場（所管課：建築住宅課）

2. 監査の実施日時

令和5年12月15日（金曜日）午前10時～午後2時58分

3. 監査の場所 恵那市役所3階 監査委員事務局

4. 監査の方法

地方自治法第199条第7項に規定する団体に係る事業のうちから、監査委員の合議により選定した監査対象事業について、事前に担当課より資料の提出を求めたうえ、当日は担当課出席者から事業内容について説明を聴取する方法で実施した。

なお、法第199条第7項に基づく団体に対する監査は実施していない。

5. 監査の結果及び意見

(1) 指定管理者からの寄附金について

指定管理者からの寄附金の取り扱いについては、寄附者の意向を踏まえ、寄附採納願いに基づいて、基金等への積み立てを適正に行っており、不備はなく良好であった。

また、道の駅等の指定管理者については、指定管理料を支出することなく適正な管理を行い、経営の安定化に努めている。ただし、現下の経済動向を踏まえた将来への経営見直しの視点も忘れてはならない。

さらに、基金等の取り扱いについては、指定管理施設の継続的な運営に向けて、将来の大規模改修等への備えた取り組みを行っている。今後も指定管理者との連携を強化しながら、観光機能施設の充実を図っていただきたい。

また、市立恵那病院については、令和4年度末に指定管理先である公益社団法人地域医療振興協会から病院施設関連の現物支給の寄附を受けているが、適正な手続きに基づいて対応しており、不備はない。担当課においては、今後、原価償却を適正に行っていただき、指定管理者と共に病院事業会計のさらなる健全化に向けて邁進していただきたい。

(2) 指定管理施設の直営について

当該施設は、指定管理者制度に基づき（株）日本メカトロニクスが管理運営業務を行っており、施設の管理に関する基本協定書、年度協定書、仕様書等に基づく業務内容及び業務実績は、概ね適正であると認められた。

（株）日本メカトロニクスは、駐車場管理のノウハウに熟知しており、前回に引き続き令和5年4月から新たな指定管理者となり安定的な経営に努めている。当該施設に係る経費について、24時間営業を導入し、適切な人員配置を行い人件費の削減を行っている。また、会計システムに電子マネーを導入し、利用者の利便性を図っている。さらに、市内人材を活用して雇用の拡大にも貢献している。

また、令和4年度の駅西駐車場運営に係る決算では、利用料金として28,638,540円の収益があり、コロナ禍の影響があったものの市へ11,714,000円の納付を行っている。

担当課においては、今後もさらなる利便性の向上を図るため、指定管理者任せにしないよう連携の強化に努められたい。